

# 消防団活動計画

(風水害編)

令和3年8月1日

多摩消防団

## 多摩消防団活動計画（風水害編）

### 1 目的

本計画は、区域内に風水害等の災害が予想される場合の事前対策、又は発生した場合における災害応急活動等の基本的事項を定めることにより、消防署との連携及び迅速な災害応急活動体制を確立し、被害を軽減することを目的とする。

### 2 事前対策

#### （1）所属団員への周知

消防団長（以下「団長」という。）は、消防団幹部研修等あらゆる機会を通じて、本計画を各団員に周知徹底し、計画の確実な実行を図るものとする。

#### （2）教育訓練の実施

団長は、風水害時における水防活動等の円滑な実施を期すため、消防署と合同で水防訓練を年1回以上実施し、必要な知識及び技術を修得させるものとする。

また、毎月1回以上、MCA無線の交信試験を実施し、風水害時の運用に備えるものとする。

#### （3）避難者対策

団長は、消防署長（以下「署長」という。）との連絡を密にし、区役所が作成する「災害時要援護者避難計画」作成について協力するとともに別添避難所リストに基づく避難者対策の推進を図るものとする。

#### （4）情報連絡員等の指名

団長は、多摩消防署内に設置されたMCA無線基地局「たまだんほんぶ」の担当者1名を指名するほか、別表に基づき、各分団及び班ごとに管轄する区域の災害発生危険地域内又はその近隣に居住する団員を当該地域の情報連絡員としてあらかじめ指名するとともに、その他の所属団員の部隊及び任務についても、別紙に基づき、あらかじめ指名しておくものとする。

#### （5）消防団車両に関する事前措置

団長は、消防団器具置場等が浸水し、車両への影響が予想される場合は、情報連絡員に指示して、各班が事前に検討している3（5）災害発生危険地域の指定の場所を避けた安全な場所に移動させ待機する。

### 3 風水害時の消防団警防体制

団長は、風水害時に消防団が行う災害応急活動に万全を期すため、消防署が設置する方面警戒本部又は方面指揮本部の設置に併せ、風水害対策消防団警戒本部（以下「団警戒本部」という。）及び風水害対策消防団警戒支部（以

下「団警戒支部」という。)又は風水害対策消防団指揮本部(以下「団指揮本部」という。)及び風水害対策消防団支部(以下「団指揮支部」という。)を設置するものとする。

(1) 団警戒本部等

ア 団警戒本部等の設置

団長は、消防署に方面警戒本部が設置された場合、団警戒本部長となり、多摩消防署3階会議室(図参照)に団警戒本部を、分団長の所属する班の器具置場に、分団長をその長とする団警戒支部を設置するものとする。

イ 団警戒本部等の各体制及び任務等

団警戒本部等の各体制及び任務等は別紙に示すとおりとする。

(2) 団指揮本部等

ア 団指揮本部等の設置

団長は、消防署に方面指揮本部が設置された場合、団指揮本部長となり、多摩消防署3階会議室(図参照)に団指揮本部を、分団長の所属する班の器具置場に、分団長をその長とする団指揮支部を設置するものとする。

イ 団指揮本部等の各体制及び任務等

団指揮本部等の各体制及び任務等は別紙に示すとおりとする。

(3) 本部連絡員の指定

団長は、団警戒本部又は団指揮本部を設置したときには、各分団から本部連絡員としてあらかじめ指名した団員を団警戒本部又は団指揮本部に参集させるものとする。

(4) 連絡体制の確立

各分団長は、電話又はMCA無線を活用して団員の参集状況、管轄区域内の活動状況等を団警戒本部又は団指揮本部に報告する。また、MCA無線による交信が不能である場合は、必要によりあらかじめ指名してある、本部連絡員1名を活用して、連絡体制を確立する。

(5) 災害発生危険地域の確認

災害発生危険地域は、川崎市で発行する洪水ハザードマップ【多摩区版】、土砂災害ハザードマップ【多摩区版】、内水ハザードマップ【多摩区版】、浸水実績図【多摩区】を確認し災害の警戒及び対応にあたることとする。

(6) 風水害時等の消防団動員参集及び部隊等編成表

風水害時等の消防団動員参集及び部隊等編成表は別紙に示すとおりとする。

(7) 団本部等の解散

ア 団警戒本部等の解散

団警戒本部長は、消防署の方面警戒本部が解散されたとき、団警戒本部及び団警戒支部を解散するものとする。

#### イ 団指揮本部等の解散

団指揮本部長は、消防署の方面指揮本部が解散されたとき、団指揮本部及び団指揮支部を解散するものとする。

### (8) 降雪時の警防体制

降雪時の警防体制については、署長との事前協議において定めるものとする。

なお、降雪時において、消防署に警戒本部体制又は指揮本部体制が発令された場合、団長及び副団長等の消防団幹部は、消防署と連絡を密にし、情報収集・伝達に配慮するものとする。

## 4 消防団員の召集

### (1) 召集の発令

団長は、消防署の方面警戒本部体制又は方面指揮本部体制の特別警防体制発令に伴い、別紙に定められた所属団員の召集を行うものとする。

### (2) 団員の参集

召集を命じられた団員は、別紙に定められた消防団器具置場等に参集するものとする。

### (3) 情報収集強化体制時の対応

消防署において情報収集強化体制が発令された場合、団長及び副団長等の消防団幹部は、団警戒本部の設置に備え、消防署との連絡を密にするものとする。

## 5 災害応急活動

### (1) 出場範囲

消防団の出場区分は、火災出場区分によるものとするが、消防団の活動については内水氾濫区域（静水域）を原則とする。ただし、消防長の命令又は署長の要請があるときは、区域外においても活動できるものとする。

### (2) 部隊等の編成

団支部支援隊、ポンプ積載車隊、避難誘導部隊及び情報連絡員により編成するものとする。

### (3) 消防団部隊任務

ア 情報収集

イ 避難誘導活動

ウ 水防活動

エ 人命救助・救護活動

オ その他消防団で必要と認めた

### (3) 各部隊の任務と活動要領

#### ア 団支部支援隊

団支部の支援活動、情報収集伝達・整理を主任務とする。

#### イ ポンプ積載車隊

水防活動、車両巡回による情報収集を主任務とする。

#### ウ 避難誘導部隊

「災害時要援護者避難計画」に基づく、徒歩による避難誘導活動、人命救助・救護活動を主任務とする。

#### (ア) 災害時要援護者避難誘導要領

避難指示等の発令権限を有するものから、避難指示等が発令された場合、要援護者の避難活動を区役所、消防署及び消防団が協力して行う。

団長は、署長の要請に基づき、要援護者の避難を実施するにあたり、署長が保管する「災害時要援護者名簿」等の提供を受け、当該名簿等を管轄分団の本部連絡員に手渡すものとする。

分団長は、上記アの「災害時要援護者名簿」等に基づき、避難誘導部隊に担当地域の割り振りを行い、区が指定する緊急避難場所等への避難誘導活動等を行うものとする。

なお、避難誘導部隊は、団支部支援隊、情報連絡員と連携して活動するものとする。

#### (イ) ボートを活用した避難誘導要領

消防団の活動については内水氾濫区域（静水域）を原則とする。

なお、ボートを使用した活動については、浸水の深さが腿程度で、かつ、歩行によりボートを引くことが可能な場所での活動とする。

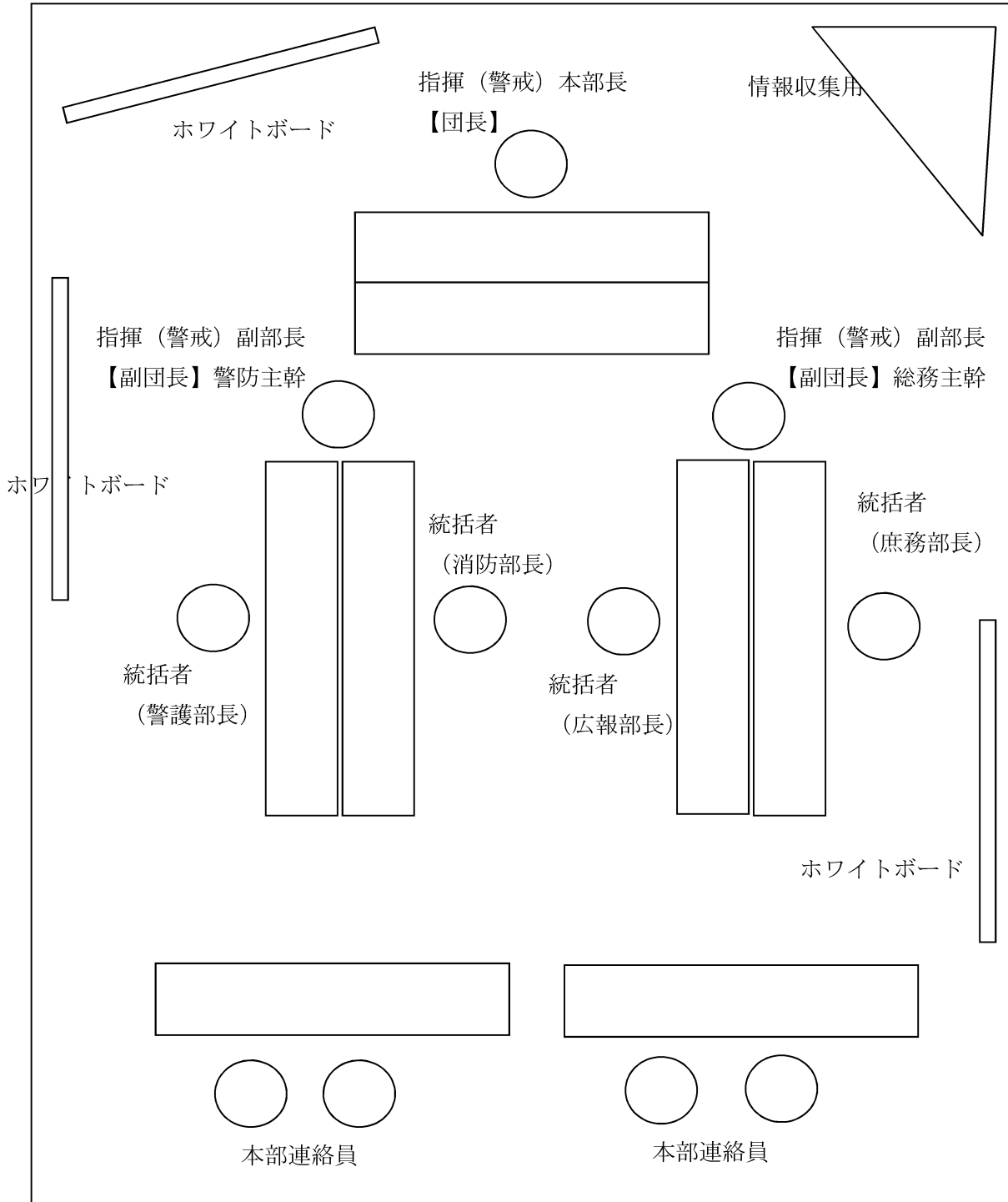
#### エ 情報連絡員

別表の災害発生危険区域の情報収集を主任務とする。

#### オ 多摩消防団機動部隊

多摩消防団機動部隊は、団指揮本部長の命令を受け、多摩区内の災害に対し出場するものとし、その活動内容及び活動要領は、平成23年11月16日付け、23川消多第1677号「多摩消防団機動部隊の創設について（報告）」資料4 多摩消防団機動部隊運用要領に基づき行うものとする。

# 団警戒本部・団指揮本部 開設図



# 風水害時の消防団各体制及び任務等

## 招集の体制について（指定参集）

風水害は通常の災害と違い、事前に気象がある程度は予知できるので、市又は局から体制の事前情報が入りましたら署から本団（分団長含む）へメール連絡します。団長は、本部体制を行う人員の確保をお願いします。各分団長は、支部体制を行う人員の確保をお願いします。また、各分団長は支部体制が整いましたら各班の人員及び担当者を本部まで、FAX【922-8161】又はメール【84tamayo@city.kawasaki.jp】連絡をお願いします。本部は本部体制及び支部体制が整いましたら署本部へ連絡をお願いします。

### 1 多摩消防団「警戒本部」体制（招集場所：㊦多摩消防署）

※団長以下3名程度	担当任務
警戒本部長（団長）	団警戒支部の統括
警戒副部長（副団長）	方面警戒本部（署）との連携に関すること
統括者（部長）	情報収集・団員の連絡に関すること



災害の規模及び被害の状況等に基づき、体制を移行する（市及び局、署と同時に団も移行）

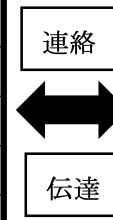
### 多摩消防団「警戒支部」体制（招集場所：㊧所属班、㊨器具置場、㊩自宅）

稲田・生田支部長（各分団長）		
	支部連絡員	情報連絡員
各班	3名	2～3名

支部長：各支部の指揮  
 支部連絡員：情報連絡員との連絡及び団警戒本部への伝達  
 情報連絡員：災害発生危険区域の情報収集

### 2 多摩消防団「指揮本部」体制（招集場所：㊦多摩消防署）

※本団全員	担当任務
指揮本部長（団長）	指揮本部の指揮
指揮副部長（副団長）	総務主幹として庶務・広報部長を指揮
指揮副部長（副団長）	警防主幹として警護・消防部長を指揮
統括者（庶務部長）	団員の招集に関する事、団支部の統括
統括者（広報部長）	方面指揮本部（署）との連携に関する事
統括者（警護部長）	団部隊の指揮運用に関する事
統括者（消防部長）	団部隊の情報収集・伝達に関する事



### 多摩消防団「指揮支部」体制（招集場所：㊧所属班、㊨㊩㊪器具置場）

稲田・生田支部長（各分団長） ※全班員が招集				
	支部支援隊	ポンプ積載車隊	避難誘導隊	情報連絡員
各班	2～3名	4～5名	3～4名	2～3名

支部長：各支部の指揮  
 支部支援隊：支部の支援、情報連絡員との連絡及び団警戒本部への伝達  
 ポンプ積載車隊：水防活動、車両巡回による情報収集や避難の広報  
 避難誘導部隊：災害時要援護者避難計画に基づく避難誘導、人命救助、救護  
 情報連絡員：災害発生危険区域の情報収集

※本部連絡員として、「女性消防団員」を招集する

## 多摩消防団 風水害時の災害発生危険区域一覧表

分団・班名		No.	巡回箇所及び災害発生危険区域	情報連絡員
稲 田 分 団	菅班	1	分団器具置場及び周辺	予め指名された者 2～3人
		2	新指月橋、指月橋水位等	
		3	菅仙石1丁目周辺	
		4	菅稲田堤2・3丁目周辺	
	中野島班	1	分団器具置場及び周辺	予め指名された者 2～3人
		2	中野島駅北側周辺	
	登戸班	1	分団器具置場及び周辺	予め指名された者 2～3人
		2	登戸新町一帯、用水路等の水位	
	宿河原・堰班	1	分団器具置場及び周辺	予め指名された者 2～3人
		2	宿河原駅及び北側一帯	
		3	堰1丁目周辺	
	長尾班	1	分団器具置場周辺	予め指名された者 2～3人
		2	丸池橋、長芝橋周辺	
		3	久地駅西側一帯	
		4	東名高速道路交通状況	
	生 田 分 団	東生田班	1	分団器具置場及び周辺
2			旧登戸病院周辺	
3			通称くらやみ坂周辺通行状況	
中央生田班		1	分団器具置場及び周辺	予め指名された者 2～3人
		2	専修大学周辺、側溝等溢水箇所	
		3	横浜・生田線交通状況	
大作班		1	分団器具置場及び周辺	予め指名された者 2～3人
		2	読売ランド駅周辺	
		3	女子大通り通行状況	
長沢班		1	分団器具置場及び周辺	予め指名された者 2～3人
		2	平瀬川流域各水位	
		3	東長沢交差点付近一帯	